

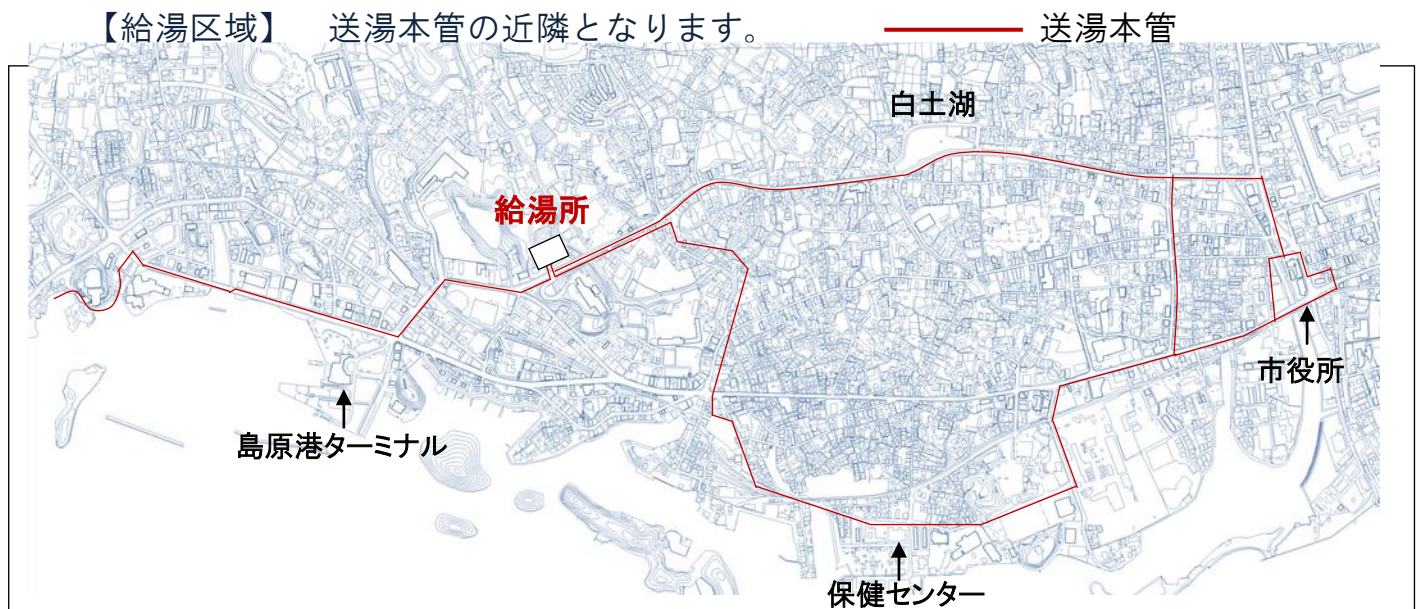
～ 島原温泉のご利用について ～

ご自宅や事業所で
島原の天然温泉を楽しみませんか。



島原市では昭和42年から温泉給湯事業を開始し、集中管理方式により、下川尻町にある温泉給湯所から市内のホテル・旅館や、一般家庭・事業所等の皆さまに温泉を供給しています。

- 【泉質】 ナトリウム・マグネシウム 炭酸水素塩温泉
- 【浴用の適応症】 神経痛・筋肉痛・関節痛・五十肩・運動麻痺
関節のこわばり・うちみ・くじき・慢性消化器病・痔疾
冷え性・病後回復期・疲労回復・健康増進・きりきず
やけど・慢性皮膚病
- 【飲用の適応症】 慢性消化器病・糖尿病・痛風・肝臓病



1. 温泉は、次の種別により供給しています。

普通供給	旅館、公衆浴場及びこれらに類する施設に供給するもの
特別供給	普通供給以外に供給するもの（一般家庭や事業所など）

2. 新たに温泉の供給を受けるために必要な費用

市の給湯事業で新たに温泉を引かれる場合に最初に必要となる費用は、次の①と②のとおりです。

①**工事分担金**（供給設備及び送湯本管の建設工事に要した費用を分担いただくものです。）

普通供給（ホテル・旅館など）		特別供給（一般家庭・事業所など）	
供給量	工事分担金	供給口数	工事分担金
9立方メートル	1,080,000 円	1口	216,000 円
18立方メートル	2,160,000	2口	432,000
27立方メートル	3,240,000	3口	648,000
36立方メートル	4,320,000	特別供給の口数 ・一般家庭用 1口 ・会社、事業所、寮等 従業員及び定員10人まで 1口 " 11人以上30人まで 2口 " 31人以上 3口	
45立方メートル	5,400,000		
54立方メートル	6,480,000		
63立方メートル	7,560,000		
72立方メートル	8,640,000		
81立方メートル	9,720,000		
90立方メートル	10,800,000		
99立方メートル	11,880,000		

※ 工事分担金は、温泉の供給を廃止された場合でも還付いたしません。

②引湯に必要な設備工事

温泉の送湯本管からご自宅や施設まで引湯に必要な設備工事（引き込み及び宅内の配管等）につきましては、温泉の供給を受ける方の自己負担となります。（工事費用は本管からの距離により異なります。）

3. 温泉使用料

温泉使用料は、温泉の使用量（普通供給は契約量）に応じて毎月お支払いいただく料金です。次の表により算出した額の合計額に1.08を乗じた額となります。

普通供給	1立方メートルにつき 日額 620円	
特別供給 （一般家庭 ・事業所等）	基本料金	1口1か月につき10立方メートルまで 6,200円
	超過料金	10立方メートルを超える1立方メートルにつき 840円

※ 温泉使用料は、燃油価格など給湯に要する経費の変動等により改定することがあります。

一般的なご家庭で月に10立方メートル未満ご利用の場合、ひと月の温泉使用料は、6,200円+消費税（8%）496円=6,696円となります。

👉詳しくは 島原市産業部しまばら観光おもてなし課
へおたずねください。

お問い合わせ先 観光施設班 代表 63-1111（内線 213）直通 62-8019